

# 鈴鹿市犯罪被害者等支援条例（案）

犯罪に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）が抱える問題は、犯罪による直接的な被害だけでなく、精神的苦痛や経済的不安、さらに周囲の理解不足等による二次被害や加害者からの再被害、社会的孤立など多岐に及びます。

このため、本市では、犯罪被害者等が平穏な生活を早期に取り戻すことができるよう、「犯罪被害者等基本法」第5条（地方公共団体の責務）の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等支援の目的や理念を共有し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するための条例を制定することとしました。

## 1 目的

- ・ 本条例では、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めます。
- ・ そのことにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた施策を総合的に推進し、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

## 2 定義

条例における用語の意義を定めます。

## 3 基本理念

- ・ 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有します。
- ・ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて適切に行われなければなりません。
- ・ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければなりません。
- ・ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、二次被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮して行われなければなりません。

## 4 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとします。

## 5 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとします。また、市が行う犯罪被害者等の支援に協力するよ

う努めるものとしします。

## 6 事業者の役割

- ・ 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとしします。また、市が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとしします。
- ・ 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとしします。

## 7 相談、情報の提供等

- ・ 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとしします。
- ・ 市は、犯罪被害者等に関する支援を総合的に行う窓口を設置するものとしします。

## 8 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとしします。

## 9 日常生活等の支援

市は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとしします。

## 10 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとしします。

## 11 雇用の安定

市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるとともに、必要な支援を行うものとしします。

## 12 市民等の理解の増進

市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害が生じることのないよう配慮することの重要性について市民等の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な措置を講じるものとしします。

## 13 人材の育成

市は、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するため、犯罪被害者等の支援に関する研修その他の必要な施策を講じるものとしします。

## 14 民間支援団体に対する援助

市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に

関する情報の提供，助言その他の必要な施策を講じるものとします。

#### **15 個人情報の適切な管理**

市は，個人情報の重要性を認識し，犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければなりません。

#### **16 委任**

この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定めます。